

西袋中学校いじめ防止基本方針



福島県須賀川市立西袋中学校

1 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策について

(福島県いじめ防止基本方針より)

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

【学校いじめ防止基本方針】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し
その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための
対策に関する基本的な方針を定める。

学校は、国及び県の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめ
の防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ
防止基本方針」として定める。

学校いじめ防止基本方針には以下の内容を盛り込む。

- ① いじめの防止等の対策のための組織
- ② いじめの未然防止のための取組
- ③ いじめの早期発見のための取組
- ④ いじめに対する措置
- ⑤ 年間計画
- ⑥ 評価と改善

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

【学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に
行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な
知識有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策の
ための組織を置くものとする。

学校において組織的にいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応等
に取り組むため、「いじめ対策委員会(生徒指導委員会及び企画委員会)」を置く。

また、いじめに対しては、学校が組織的に対応することに加えて、必要に応じて、心理
や福祉の専門家など外部専門家等に参加を求め、適切に対応する。

① 組織の役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善を行う役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有、分析を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

いじめ防止基本方針

須賀川市立西袋中学校

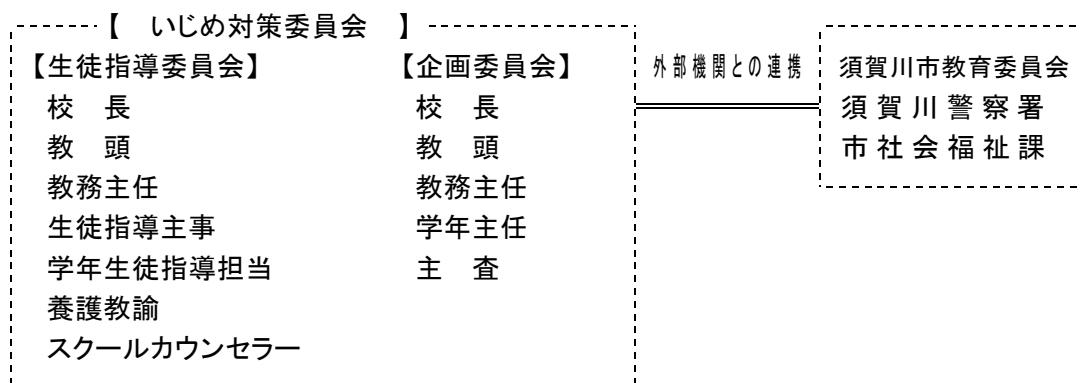
1 基本理念

- いじめは、すべての生徒に関係する問題であり、どの生徒にも、どの学校にも起こりうるということを踏まえ、学校の内外を問わずいじめの絶無を目指し、学校が一丸となっていじめ防止に取り組む。
- いじめは、重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であるという基本認識のもと、生徒に十分理解させるとともに、家庭や地域、関係機関と一体となって連携を図りながらいじめ問題の克服に努める。

2 方針

- (1) 学校の教育活動全体を通して、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができる学校づくりを目指す。
- (2) 生徒のよりよい人間関係が構築できるよう、必要な取り組みを行うとともに、生徒自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、指導及び支援をする。
- (3) いじめは、どの学級にも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防止するための手立てを講じ、いじめを把握した場合には、早期に解決できるよう、保護者や地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けた生徒を守り抜くことを表明し、いじめへの対応等に校長のリーダーシップのもと全職員で迅速かつ組織的に取り組む。
- (5) 相談体制を整備するとともに、生徒に対して定期的なアンケート調査や個別面談等を実施するなど、学校組織をあげて生徒一人一人の状況把握に努める。
- (6) 生徒による主体的な、いじめ問題への取り組みの充実を図るなど、いじめ防止に関する啓発活動を行う。
- (7) スクールカウンセラー等の専門家や関係機関の研修等を活用し、教職員の対応能力等の向上を図るための研修を推進する。
- (8) ネットいじめ防止対策として、教職員の研修及び生徒、保護者への啓発活動を行う。

3 組 織



4 年間計画

- (1) いじめ対策委員会 月1回及び随時
- (2) 生徒指導委員会 毎週木曜日
- (3) 企画委員会 毎週月曜日
- (4) 悩み事調査 年4回
- (5) 教育相談 7月・10～11月及び随時
- (6) 教育相談(三者面談) 7月～8月(3学年 夏季休業中に実施)
- (7) 家庭・地域訪問 7月～8月(1学年・2学年 夏季休業中に実施)
- (8) 校内研修会 4・5月
- (9) 全校集会、学年集会等での啓発活動

5 具体的取り組み

(1) 未然防止のための取り組み

① 教職員全員の共通理解による取り組み

ア いじめの態様、原因・背景、具体的な対策について、職員会議、生徒指導協議会等で周知し共通理解を図るとともに、いじめに対して不適切な認識や言動がないように、常日頃から自分の言動に細心の注意を払う。

イ 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の実践に努め、共感的人間関係を育成する。

ウ いじめが心配される事案があった場合にも、いじめの可能性を考え、全員または周囲にいじめは許されない行為であることを呼びかけ、いじめを生みださせない集団づくりを行う。

② 道徳、体験活動等を通じた取り組み

ア 教育活動全体を通じて道徳教育や人権教育を充実させ、生徒一人一人に思いやりや自他の生命を尊重する心情や態度を育成するとともに、

「いじめは人権侵害であり、人間として絶対に許されない」という雰囲気学校全体で醸成する。

イ ボランティア活動や体験活動等を通じて、生徒一人一人に自己存在感
や自己有用感を味わわせるとともに、自ら行動できる集団づくりに努
める。

③ 生徒の自主的な取り組み

ア 授業で位置づけられた主体的な話し合い活動を通して、いじめ防止の
意識を高める。

イ 学校行事などの集団活動を通して、相手を思いやる心を身につける。

ウ ネットの適切な利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじ
め」の被害者・加害者にならないように意識する。

④ 保護者、関係機関との連携による取り組み

ア 学校だよりや学校ホームページを通して、いじめ防止の取り組み状況を
共通理解する。

イ「学校評議員」等を活用し、地域全体のいじめ防止意識の向上に努める。

(2) 早期発見のための取り組み

① 悩み事調査の実施 年4回(5月初旬・9月初旬・11月末・2月)

② 相談体制の整備

○ 教育相談の実施

・家庭訪問の実施 7・8月(1学年・2学年)

・教育相談の実施 7月(3学年)10・11月(全学年)

・二者相談の実施

・チャンス相談の実施 適時

○ 日常の相談体制

・保健室での相談(養護教諭)

・スクールカウンセラーとの相談

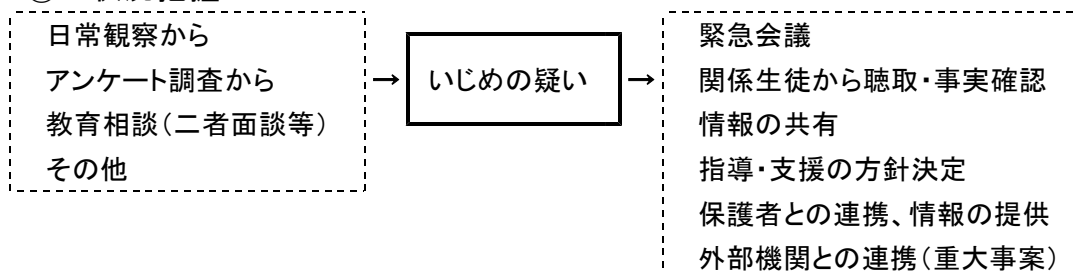
・「24時間いじめ相談ダイヤル」の周知

③ 日常の観察

○ 朝のあいさつ運動や「悩み事調査」の記入状況等から生徒の状況把
握に努める。

(3) 早期対応のための取り組み

① 状況把握



② いじめを受けた生徒への対応

- 事実の確認、家庭訪問
- 組織的な再発防止措置
- 信頼できる親しい友人、教職員、家庭等との連携による支援体制づくり
- 落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- スクールカウンセラー、所轄警察署、市社会福祉課相談員等との協力

③ いじめを行った生徒への対応

- 事実関係の聴取、保護者への連絡
- いじめの背景や原因等、生徒の抱える問題の確認、指導
- 複数の教職員での対応の組織づくりと連携
- スクールカウンセラー、所轄警察署、市社会福祉課相談員等との協力

④ いじめが起きた集団への対応

- 事実関係の聴取、保護者への連絡
- 生徒間にある問題の確認 見ていること＝いじめであることも理解させる指導。
- 組織での対応、連携
- 必要に応じて外部機関との連携と協力

⑤ ネット上のいじめへの対応

- 道徳の時間や情報モラル教育の中で、ネット及びラインの適切な利用の仕方
やマナーを理解させ、ネット上のいじめの発生の未然防止に努める。
- 必要に応じて警察署や法務局等とも連携して対応する。

6 その他

(1) 学校の取り組みに対する検証と見直し

- ① 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みは、随時見直し、実効性のある取り組みとなるように努める。
- ② いじめに関する項目を盛り込んだ、評価やアンケートを行い、【企画委員会】や【生徒指導委員会】において取り組みの検証を行う。
- ③ いじめ対策に関する校内研修を実施したり、教育委員会等が主催する講演会や事例研究会等に職員を参加させ、教職員のいじめ未然防止や対応についての資質の向上に努める。
- ④ 長期休業日の前後の指導を通して、休業中のいじめ防止に取り組む。

(2) 市や県との連携

- ① 「福島県いじめ防止基本方針」を参考に自校化したいじめ対策に取り組む。
- ② 学校HPに掲載する。